

シリーズ

# 税制改正

## 法人税法の改正について

### はじめに

平成22年12月16日に平成23年度税制改正大綱が公表された。この大綱による法人税の改正案では、国内企業の国際競争力強化と外資系企業の立地の促進を目的として、法人実効税率が5%引き下げられる。また、これに伴う財源措置として、租税特別措置である特別償却や準備金の廃止・縮減、減価償却制度の定率法償却率の見直し、大法人について欠損金の繰越控除の一部制限など課税ベース拡大が講じられる。

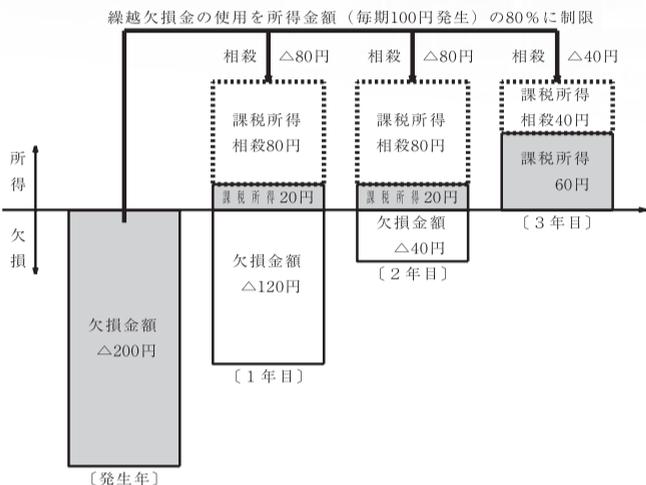
本稿では、大綱による法人

図表-1 法人税の税率

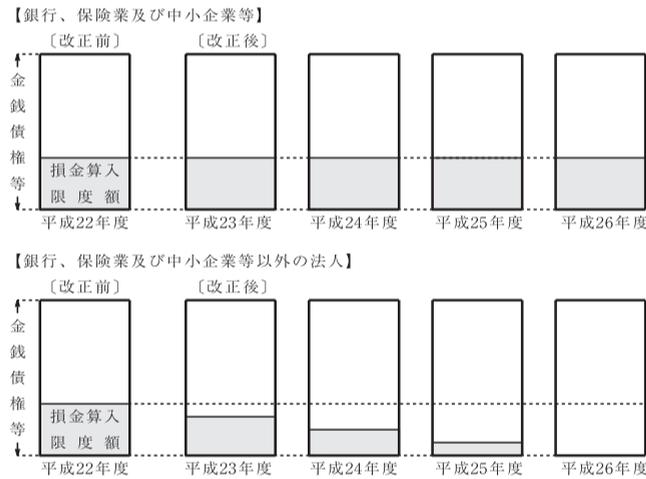
区分	改正前		改正後	
	年800万円以下	年800万円超	年800万円以下	年800万円超
普通法人	30%		25.5%	
中小法人(注1)	22% (18%)	30%	19% (15%)	25.5%
公益法人等、協同組合等(単体)及び特定の医療法人(単体)	(18%)	22%	(15%)	19%
協同組合等(連結)及び特定の医療法人(連結)	(19%)	23%	(16%)	20%
特定の協同組合等の特例税率(年10億円超)	26%		22%	

(注1) 中小法人には、一般社団法人等及び人格のない社団等を含みます。  
 (注2) 「改正前」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度に適用されています。  
 (注3) 「改正後」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用します。なお、中小法人、公益法人等、協同組合等及び特定の医療法人の平成23年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、経過措置として改正前の租税特別措置法による税率を適用します。

図表-2 青色欠損金等の繰越控除制度(改正後)



図表-3 損金算入限度額の経過措置



人税の改正案の主な概要について述べることにする。

1 法人実効税率の引下げ

(1) 法人税率の引下げ

国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げる。これに伴い、国税の法人税率は25.5% (現行・30%) に引き下げる。

(2) 軽減税率等の引き下げ

中小企業者等の軽減税率について、改正前の特例による税率を平成26年3月31日まで3年間の措置として15% (現行・18%) に引き下げるとともに、本則税率を19% (現行・22%) に引き下げる。(図表1参照)

(3) 法人住民税率

国税と地方税を合わせた

法人実効税率を5%引き下げるため、法人税の基本税率の引下げに伴い、法人住民税の実効税率を0.87%引き下げる。

2 減価償却制度

平成23年4月1日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率(耐用年数)を2.0倍した数(現行・2.5倍した数)とする。

3 青色欠損金等の繰越控除限度額の縮小

(1) 中小法人等以外の大法人

青色欠損金等の繰越控除制度における控除限度額について、繰越控除前の所得の金額の100分の80相当

額とする。(図表2参照)

(2) 中小法人等

中小法人等については、現行の控除限度額を存置する。

4 青色欠損金等の繰越控除期間の延長

(1) 繰越控除期間の延長

青色欠損金等の繰越期間を9年(現行・7年)に延長する。

(2) 更正の請求期間

法人税の欠損金額に係る更正の請求期間を9年(現行・7年)とする。

(3) 更正の期間制限

法人税の欠損金額に係る更正の期間制限を9年(現行・7年)に延長する。

5 貸倒引当金の適用対象法人の縮小等

(1) 適用対象法人

適用法人を銀行保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等に限定する。

なお、適用対象法人以外の法人においては、現行法による損金算入限度額の平成23年度は4分の2、平成24年度は4分の1の引当てを認める等の経過措置を講ずる。(図表3参照)

(2) 割増率の引き下げ

公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例について、割増率を12% (現行・16%) に引き下げる。

6 一般の寄附金の損金算入限度額の引き下げ

一般の寄附金の損金算入



宮森俊樹 【芝】

限度額について、資本基準額・(期末資本金額+期末資本積立金額)×12/12×2.5/1,000」と「所得基準額・(支出寄附金総額+別表四仮計)×2.5/100」との合計額の4分の1(現行・2分の1)相当額に引き下げる。

7 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の導入

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の導入に伴い、次の措置を講ずる。

(1) 陳腐化償却制度を廃止する。

(2) 耐用年数の短縮特例について、国税局長の承認を受けた未經過使用可能期間をもって耐用年数とみなすことにより、その承認後は未經過使用可能期間で償却できる制度とする。

(3) 確定申告書の添付書類に過年度事項の修正の内容を記載した書類を追加する。

8 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価について、切捨し低価法を廃止する。

9 法人税の中間納付制度

法人税の中間納付制度について、仮決算による中間税額が前事業年度の確定法人税額の12分の6を超える場合には、仮決算による中間申告書を提出できないこととする。

10 グループ法人税制

損の不計上

100%グループ内の他の内国法人が清算中である場合、解散が見込まれる場合又はそのグループ内で適格合併により解散することが見込まれる場合には、その株式について評価損を計上しないこととする。

(2) 解散の場合の期限切れ欠損金の損金算入制度

解散の場合の期限切れ欠損金の損金算入制度において、マイナスの資本金額等の額を期限切れ欠損金と同様とする。

(3) 適格合併等の場合の欠損金の制限措置等

適格合併等の場合の欠損金の制限措置等について、適用対象から被現物分配法人の自己株式の適格現物分配を除外する。

(4) 中小法人向け特例制度の適用

資本金の額等が1億円以下の法人に係る、いわゆる「中小法人向け特例制度」については、100%グループ内の複数の大法人(資本金の額等が5億円以上の法人等)に発行済株式の全部を保有されている法人には適用しないこととする。

11 雇用促進税制の創設

公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行った青色申告法人で、期末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数が前期末に比して10%以上、かつ、5人以上(中小企業者等については、2人以上)増加し、公共職業安定所の長の確認を受けた場合には、その増加した数に20万円を乗じた金額を税額控除できる。

ただし、当期の法人税額の10%(中小企業者等については、20%)を限度とする。

12 研究開発税制の縮減

研究開発税制における「総額型」の税額控除限度額を20%(現行・30%)に縮減する。

13 エネルギー需給構造改革推進投資促進税制を廃止する。

14 中小企業等基盤強化税制

中小企業等基盤強化税制を廃止する。

15 中小企業投資促進税制

中小企業等基盤強化税制の廃止に伴い、中小企業投資促進税制の対象から除外されているソフトウェアの範囲についての見直しを行う。

16 特定の資産の買換え

既成市街地等内から外への買換え制度について、買換え資産の対象区域を3大都市圏の近郊整備地帯等及び政令指定都市の市街化区域に限定するとともに、譲渡資産から店舗を除外した上、その適用期限を平成26年3月31日まで3年延長する。

なお、特定の資産の買換えの規定のうち、「二号」五号、七号、八号、十号、十三号、十六号、十八号」の買換え制度を廃止する。

### おわりに

デフレ脱却、国内企業の国際競争力強化等をバックアップする意味での法人税実効税率の引き下げ措置は評価できる。しかし、財源措置としての青色欠損金の繰越控除限度額の縮減は、企業の担税力という観点から大いに疑問が残るところであり、再検討を要するべきであると考えられる。